

港湾法の一部を改正する法律案新旧対照条文

【本則関係】

○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

【附則関係】

○電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）（附則第四条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

○ 港湾法の一部を改正する法律案新旧対照条文
 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）（本則関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（入港料） 第四十四条の二（略）</p> <p>2 政令で定める重要港湾の港湾管理者は、前項の入港料を徴収しようとするときは、料率の上限を定め、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 前項の港湾管理者は、同項の同意を得た料率の上限の範囲内で料率を定め、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 前条第一項、第三項、第四項及び第五項の規定は、第二項の港湾管理者以外の港湾管理者が徴収する入港料に、前条第六項の規定は、港務局が徴収する入港料に関して準用する。</p> <p>（電子情報処理組織の設置及び管理等） 第五十条の二 国土交通大臣は、次に掲げる電子情報処理組織を設置し、及び管理することができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 重要国際埠頭施設（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第二十九条第一項に規定する重要国際埠頭施設をいう。次項において同じ。）の制限区域（同条第一項の規定により設定及び管理されるものをいう。）に出入りする者の個人識別情報（写真その他の個人を識別することができる情報であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下この条</p>	<p>（入港料） 第四十四条の二（略）</p> <p>2 政令で定める重要港湾の港湾管理者は、前項の入港料を徴収しようとするときは、料率を定めて、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。その料率を變更しようとするときも同様である。</p> <p>3 前条第一項、第三項、第四項及び第五項の規定は、前項の港湾管理者以外の港湾管理者が徴収する入港料に、前条第六項の規定は、港務局が徴収する入港料に関して準用する。</p> <p>（電子情報処理組織の設置及び管理等） 第五十条の二 国土交通大臣は、次に掲げる電子情報処理組織を設置し、及び管理することができる。</p> <p>一・二（略）</p>

において同じ。)を国土交通省令で定める方法で照合することにより当該制限区域への人の出入りを確実かつ円滑に管理するためのもの

2 前項第一号の電子情報処理組織を使用する港湾管理者、同項第二号の電子情報処理組織による波浪情報等の提供を受ける者(国及び港湾管理者を除く。)又は同項第三号の電子情報処理組織を使用する重要国際埠頭施設の管理者若しくは当該電子情報処理組織による個人識別情報の照合を受ける者は、国土交通省令で定めるところにより、その使用料を負担しなければならない。

3 5 (略)

6 前各項(第三項を除く。)の電子情報処理組織とは、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

一 第一項第一号に掲げるもの 国土交通大臣の指定する電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と港湾管理者並びに申請等をする者及び処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織

二 第一項第二号に掲げるもの 国土交通大臣の指定する波浪情報等の収集のための機器と波浪情報等の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織

三 第一項第三号に掲げるもの 国土交通大臣の指定する電子計算機と個人識別情報の照合のための機器とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織

(国土交通大臣による港湾広域防災施設の管理等)

第五十五条の三の二 国土交通大臣は、広域災害応急対策(一の都道府県の区域を越えて行われる緊急輸送の確保その他の災害応急対策(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第五十条第一項に規定する災害応急対策をいう。)であつて、港湾施設を使用して行うものとして国土交通省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の実施のため必要があると認めるときは、第五十四条第一項の

2 前項第一号の電子情報処理組織を使用する港湾管理者又は同項第二号の電子情報処理組織による波浪情報等の提供を受ける者(国及び港湾管理者を除く。)は、国土交通省令で定めるところにより、その使用料を負担しなければならない。

3 5 (略)

6 前各項(第三項を除く。)の電子情報処理組織とは、国土交通大臣の指定する電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)又は波浪情報等の収集のための機器と港湾管理者並びに申請等をする者及び処分通知等を受ける者又は波浪情報等の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

- 規定にかかわらず、港湾広域防災区域（港湾区域、臨港地区又は第二条第六項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域のうち、港湾施設の利用、配置その他の状況により、広域災害応急対策を実施するために特に必要があると認めて国土交通大臣があらかじめ告示した区域をいう。以下この条において同じ。）内における第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設のうち、広域災害応急対策の実施のため必要なものとして国土交通省令で定めるもの（以下この条において「港湾広域防災施設」という。）について、期間を定めて、自ら管理することができる。
- 2 | 国土交通大臣は、港湾広域防災区域を定めようとするときは、あらかじめ、港湾広域防災施設が設置されている港湾の港湾管理者に協議し、その同意を得るものとする。
- 3 | 国土交通大臣は、港湾広域防災区域を定めたときは、遅滞なく、当該港湾広域防災区域の範囲を告示しなければならない。
- 4 | 前二項の規定は、港湾広域防災区域の変更又は廃止について準用する。
- 5 | 国土交通大臣は、第一項の規定により港湾広域防災施設の管理を開始したときは、遅滞なく、当該港湾広域防災施設を管理する期間その他国土交通省令で定める事項を告示しなければならない。
- 6 | 国土交通大臣は、第一項の規定により港湾広域防災施設を管理するときは、当該港湾広域防災施設が設置されている港湾の港湾管理者に対し、広域災害応急対策を実施するために必要な措置（次項に規定するものを除く。）をとるべきことを要請することができる。
- 7 | 国土交通大臣は、第一項の規定により港湾広域防災施設を管理する場合において、広域災害応急対策を実施するためやむを得ない必要があるときは、港湾広域防災区域内において、他人の土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

（損失の補償）

（損失の補償）

第五十五条の四 国又は港湾管理者は、第五十五条の二第一項、第五十五条の三第一項又は前条第七項の規定による行為により損失を受けた者に対し、その損失を補償しなければならない。

2 (略)

(運輸審議会への諮問)

第六十条 国土交通大臣は、次の事項に関しては、これを運輸審議会に諮らなければならない。

一 三 (略)

四 第四十四条(第四十四条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による料率の変更に関する請求に係る事項

四の二・五 (略)

第五十五条の四 国又は港湾管理者は、前二条の規定による行為により損失を受けた者に対し、その損失を補償しなければならない。

2 (略)

(運輸審議会への諮問)

第六十条 国土交通大臣は、次の事項に関しては、これを運輸審議会に諮らなければならない。

一 三 (略)

四 第四十四条(第四十四条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による料率の変更に関する請求に係る事項

四の二・五 (略)

○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲等）</p> <p>第九条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。</p> <p>一 輸出入等関連業務（第二条第二号トに掲げる業務については、会社の使用に係る電子計算機を港湾法第五十条の二第六項第一号（電子情報処理組織の設置及び管理等）の規定により国土交通大臣が指定した場合に限る。以下この項において同じ。）を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。</p> <p>二 〃 五（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（業務の範囲等）</p> <p>第九条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。</p> <p>一 輸出入等関連業務（第二条第二号トに掲げる業務については、会社の使用に係る電子計算機を港湾法第五十条の二第六項（電子情報処理組織の設置及び管理等）の規定により国土交通大臣が指定した場合に限る。以下この項において同じ。）を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。</p> <p>二 〃 五（略）</p> <p>2・3（略）</p>